

## ◆経緯と現状

1999（平成11）第5次池田市総合計画「ふれあいラブ池田」、ボランティア活動の促進を謳う。ボランティア推進室長公募。「ボランティア市民会議」立ち上げ。  
2000（平成12）市民会議より「市民公益活動促進に関する提言」。それを基に条例制定へ。

2001（平成13）

4月 池田市公益活動促進に関する条例施行。

5月 「池田市公益活動促進協議会」発足。  
登録団体の受付開始。

7月 「池田市立公益活動促進センター」開所。

2004（平成16）公益活動促進センターの指定管理開始。

2007（平成19）10月 市民と行政との協働の取り組みを推進するため、協働事業提案制度創設（提案資格を登録団体に限定）。

2009（平成21）年度、「池田市立公益活動促進センター」現所在地に移転。

2020（令和2）年度、「公益活動促進検討委員会」開催

2021（令和3）年度、新センター設置に向けた準備。

2022（令和4）年度、公益活動促進センターは、現共同利用施設池田会館の跡地に建築される（仮称）池田地域交流センターに移転する予定。

## ◆課題と方向性

① 公益活動促進条例では、第4章に「公益活動促進協議会」の設置について規定し、第19条で同協議会の「処理事項」として、「公益活動に関する中間支援」を含む（1）～（6）の6項目を列挙。

② 促進協議会は、（民間団体として）公益活動促進センターの指定管理者に選定され、センター施設の指定管理は指定管理料、公益活動に関する中間支援を含む「処理事項」は補助金、委託料で措置されて担ってきた。⇒指定管理と条例第19条の6項目の処理状況は？

③ 公益活動促進センターの移転を控え、(1)新センター施設の管理業務、(2)条例第19条の6項目の処理事項、(3)新たに追加が検討されている中間支援業務等を、いずれも充実発展させるために、これらの業務の担い手（組織・団体）とその所在場所、各業務の実施方法（指定管理者制度、補助、業務委託等の活用）をどのように組み合わせれば最も効果的かを考える必要。

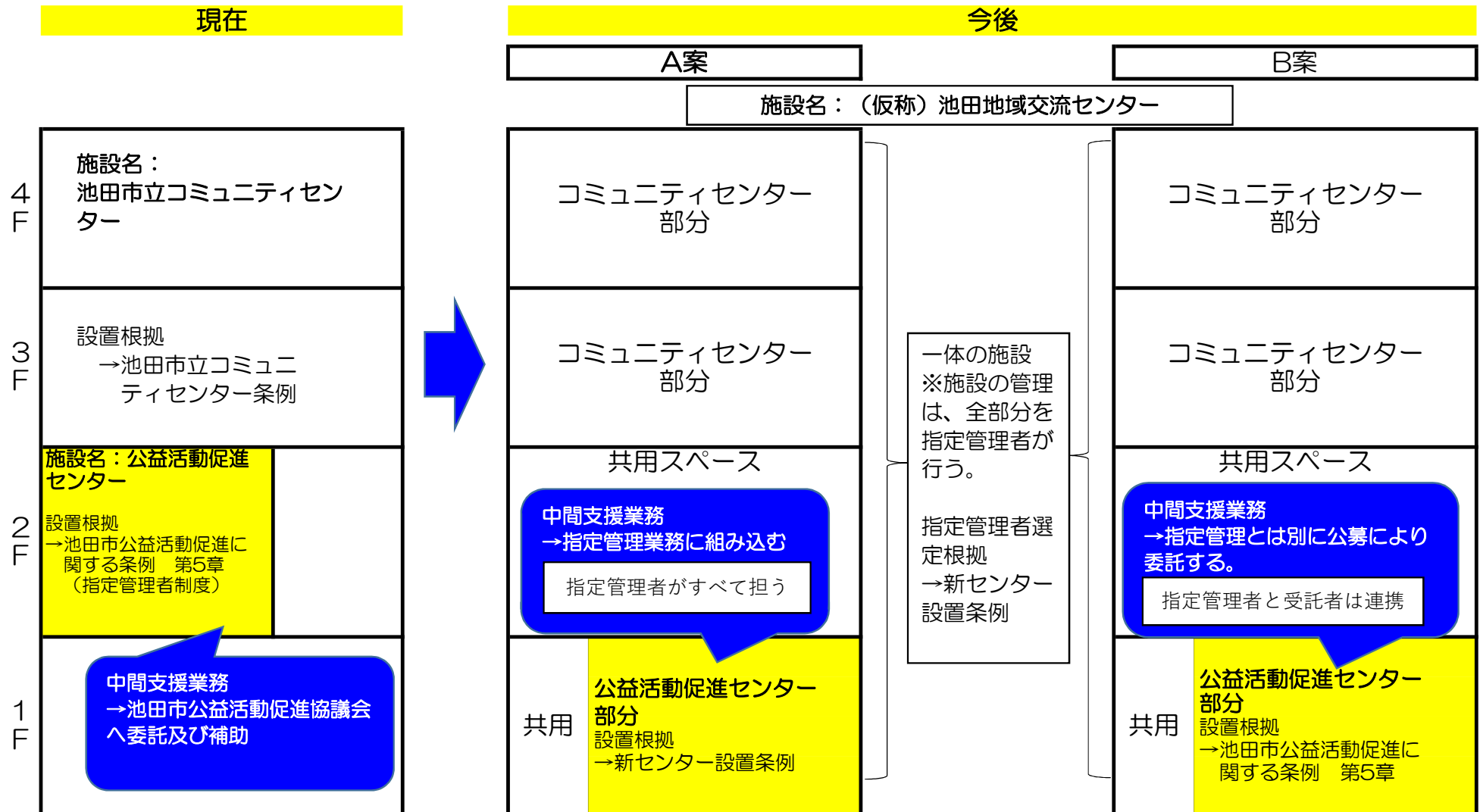
## ◆検討方法

・複数の案を想定し、比較検討しながら、新たな制度設計のあり方（最適解）を検討する。

**A案**：新センターの指定管理業務として、(1)「施設管理」+(2)「条例第19条に定める6項目の処理事項」+(3)「新たに追加する中間支援業務（①地域団体支援、②他の中間支援組織との連携、③NPO法人設立相談支援、④行政・企業・大学との連携・支援等）」を一括する。⇒新たな指定管理者がすべてを担う。

**B案**：新センターの指定管理業務は、上記の(1)「施設管理」に限定。上記の(2)+(3)の公益活動促進と協働推進に関わる中間支援を含む多様な業務は、別途業務委託する。⇒指定管理者と業務受託者を分け両者が連携。

## センター施設の指定管理業務と、公益活動促進センターによる中間支援業務について



※指定管理業務は、センターの使用の許可と管理。簡易な管理のみで、定期清掃や設備保守点検、警備委託などは予定していない。

《条例》

- ①池田市立コミュニティセンター条例の改正、②池田市公益活動促進に関する条例の改正、③新センター設置条例の制定